

令和元年度第2回

東京都私立学校審議会（第786回）

令和元年6月17日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから令和元年度第2回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は委員20名のうち、17名でございます。

開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案及び報告事項のため、審議は非公開となります。

それでは、認可に関する議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな試問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配布してあります9件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和元年6月17日付、東京都知事名

記、1、東京モード学園の一般課程廃止認可について、新宿区、外8件

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件9件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日、議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第8号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといた

します。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の課程廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号東京モード学園の一般課程廃止認可についてご説明いたします。

東京モード学園は、昭和54年11月15日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、一般課程廃止認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校、課程分野の名称及び位置は、要項1から3に記載のとおりです。

廃止の時期は認可のあった日といたします。

廃止理由は、専門職大学開学に伴い、法人事業の見直しを行うためです。

設置者は学校法人日本教育財団で、理事長は粕谷俊彦氏、校長は柴田誠氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、平成30年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、平成30年度末をもって同法人内で配置転換しております。

指導要録等につきましては、要項10に記載のとおり、同校において保管いたします。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、同校において使用いたします。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号の説明は終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第2号は専修学校の廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号池袋調理師専門学校の廃止認可について、ご説明いたします。

池袋調理師専門学校は、昭和52年4月1日に専門学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は認可のあった日といたします。

廃止理由は設置者の高齢化により、学校の運営が困難となったためです。

設置者は河内隆行氏、校長は同じく河内隆行氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成30年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、学校廃止認可の日までに全員退職いたします。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第 3 号から議案第 8 号は、中学校及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 3 号について、ご説明いたします。

これは、学校法人嘉悦学園が設置しております、かえつ有明中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。

変更前の収容定員480名、1 学年 4 学級160名であるものを、変更後は60名増員し、収容定員540名、1 学年 5 学級180名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の

欄の表のとおり、令和４年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項７及び８に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第３号についての説明は終わります。

続いて、議案第４号について、ご説明いたします。

これは、学校法人嘉悦学園が設置しております、かえつ有明高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項１から３までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和２年４月１日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項６をごらんください。

普通科については、変更前の収容定員７２０名、１学年６学級２４０名であるものを、変更後は６０名減員し、収容定員６６０名、１学年６学級２２０名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和４年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項７及び８に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第４号についての説明を終わります。

それでは、議案第５号について、説明いたします。

これは学校法人文化杉並学園が設置しております文化学園大学杉並中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項１から３までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、今後の高等学校の入学者増に対応するため、中学校の収容定員を減員す

るものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。

変更前の収容定員420名、1学年4学級140名であるものを変更後は120名減員し、収容定員300名、1学年3学級100名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第5号についての説明を終わります。

続いて、議案第6号についてご説明いたします。

これは、学校法人文化杉並学園が設置しております文化学園大学杉並高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、今後の高等学校への入学者増に対応するため、高等学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。

変更前の収容定員780名、1学年7学級260名であるものを、変更後は120名増員し、収容定員900名、1学年8学級300名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号についての説明を終わります。

○議案担当者 続いて、議案第7号についてご説明いたします。

これは、学校法人本郷学園が設置しております本郷中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充による教育効果の向上を図るため、中学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。

変更前の収容定員840名、1 学年 7 学級280名であるものを、変更後は240名増員し、収容定員 1,080名、1 学年 9 学級360名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和 4 年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 7 号についての説明を終わります。

続いて、議案第 8 号についてご説明いたします。

これは、学校法人本郷学園が設置しております本郷高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充による教育効果の向上を図るため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。

普通科については、変更前の収容定員1,350名、1 学年10学級450名であるものを、変更後は105名減員し、収容定員1,245名、1 学年11学級415名にいたします。

理数科については、変更前の収容定員135名、1 学園 1 学級45名であるものを、変更後は135名減員し、収容定員0名といたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の

表のとおり、令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第8号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

全体で何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第3号から議案第8号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。議案第9号は専修学校の設置認可でございます。議案第9号は第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

次に、事務局より、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規の一部改正について報告がございます。

○私学行政課長 それでは、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規の一部改正について説明をいたします。

本件については、先月に引き続き、本日、本会前の第一部会において説明させていただきまして、ご了承いただいておりますが、改めて本会でご説明させていただくものです。

お手元のA3版資料をごらんください。

この内規は、いわゆるインターナショナルスクールの設置認可に係る基準でございます。平成26年度まではインターナショナルスクールについても各種学校の認可基準によっておりましたが、都において平成26年12月の長期ビジョンの中で高度外国人材が就労しやすい生活環境を整備する方向性を打ち出したことに伴いまして、その子弟の教育環境の充実を目的とする外国人学校の設置を見据えて、平成27年度に新設したものです。

この新設時において、都市再生緊急整備地域への外国企業の誘致、集積などにより、その子弟に対する教育ニーズが確実に見込まれる場合には、校地・校舎を借用する場合の基準を緩和



しています。

平成29年度には、緩和の対象地域について、都市再生緊急整備地域が所在する特別区内に限っていたものを、全ての特別区23区に拡大する一部改正を行いました。

さて、今回の変更点は、大きく2点ございます。資料「（2）一部改正（案）の内容」の部分をごらんください。

まず、1点目といたしまして、外国人学校の要件に関する文言を追加いたします。インターナショナルスクールが本来対象とすべき児童・生徒は、外国籍を有する者であるなど限定的であって、これを厳格に遵守する必要があることから、内規第2の外国人学校の要件に、「外国人が暮らしやすい環境の整備促進に寄与するため」という文言と、「学校教育法第17条において規定される就学義務の対象となる児童・生徒を受け入れてはならない」という文言を追加いたします。

これに伴い、現行内規の第2に規定する各種学校規程の準拠にかかわる文言は、改正後において第1の規定の末尾に移動いたします。

次に、2点目の変更点は、資料右側「②校地・校舎を借用する場合の要件」をごらんください。

平成27年度にこの内規を新設するまでは外国人学校についても各種学校規程によっておりました。内規新設前の基準では、校地・校舎については、原則自己所有としながらも、一定面積以下の借用や国、地方公共団体、都市再生機構、住宅供給公社といった長期間にわたる安定的な継続使用が可能な機関からの借用は認めており、その場合の保有すべき運用資金は自己所有の場合と同様に、年間経常的経費の4分の1としておりました。

平成27年度に本内規を新設した際に、校地・校舎を国や、地方公共団体、都市再生機構、住宅供給公社以外の例えば民間の機関から借用する「特別な事情」に該当する場合については、学校経営の安定性・継続性をより確実に確保する必要があるとの考えのもと、保有すべき運用資金を4分の1ではなくて年間経常的経費の修業年限分とし、先ほど申し上げた国等の4機関から借用する場合よりもより多くの資金を準備させるべきところでしたが、実は、内規に規定すべき文言に不足がありました。

今、ごらんいただいているA3資料の右側の箱の中で申し上げますと、現行の枠の中で、この年間経常的経費の4分の1とするところは、一定面積以下、さらにその下の国、地方公共団体、UR、JKKからの借用まで含めて4分の1とすべきところ、文言に不足があったため、一定面積以

下及び国、地方公共団体、UR、JKKからの借用であっても、年間経常的経費の修業年限分が必要というつくりになってしまっておりました。

そのため、今回の改正を機に、資料の変更1の部分のとおり、この部分を補正いたしまして、国や地方公共団体等からの借用については、従前の基準どおり、自己所有の場合と同様に年間経常的経費の4分の1とするように整理をいたします。

さらに近年、国家戦略特区事業の都市再開発計画において、外国人学校の誘致が複数予定されておりますが、いずれもその計画上、分譲は想定されておらず、将来的な自己所有も目的とされておられません。

外国人が暮らしやすい環境を整備するためにも、このように都市計画等により誘致され、かつ学校経営の安定性、継続性を確保することが可能と認められるものについては、校地・校舎を借用する場合でも、その運用資金は、資料の変更2のとおり、国や地方公共団体、都市再生機構、住宅供給公社からの借用と同様、年間経常的経費の4分の1としたいと考えております。

なお、本内規の一部改正につきましては、今後、事案決定手続を行いまして、令和元年7月を目途に施行したいと考えております。

説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

本案件につきましては、ただいま報告のありましたとおり、進めていただければと思います。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、7月の開催日は16日火曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時27分閉会